

裁 決 書

審査請求人 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○
○○○○○

処 分 庁 帯広市長 米沢 則寿

審査請求人○○○○が令和元年8月24日に提起した、処分庁帯広市長による令和元年8月20日付け平成30年度市民税・道民税の滞納に対する給与等の差押処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事案の概要

- 1 平成30年○月○日に、処分庁が、平成30年度市民税・道民税を賦課した。
審査請求人に対する賦課額は、以下のとおりであった。
年税額 ○○○○円
第1期 ○○○○円（納期限：平成30年○月○日）
第2期 ○○○○円（納期限：平成30年○月○日）
第3期 ○○○○円（納期限：平成30年○月○日）
第4期 ○○○○円（納期限：平成31年○月○日）
- 2 平成30年○月○日に、審査請求人と処分庁との間で納税相談が行われ、○月から○月までの○か月間は、毎月○○○○円ずつ納税し、その後に再度相談する計画で合意した。
- 3 平成30年○月○日に、審査請求人による1回目の○○○○円の納税が行われた。
- 4 平成30年○月○日に、第1期の賦課額○○○○円のうち滞納額○○○○円について、処分庁が、審査請求人に督促状を発送した。

- 5 平成30年〇月〇日に、2回目の〇〇〇〇円の納税が行われた。
- 6 平成30年〇月〇日に、第2期の賦課額〇〇〇〇円について、処分庁が、審査請求人に督促状を発送した。
- 7 平成30年〇月〇日に、審査請求人による3回目の〇〇〇〇円の納税が行われた。
- 8 平成30年〇月〇日に、第3期の賦課額〇〇〇〇円について、処分庁が、審査請求人に督促状を発送した。
- 9 平成31年〇月〇日に、第4期の賦課額〇〇〇〇円について、処分庁が、審査請求人に督促状を発送した。
- 10 令和元年〇月〇日に、処分庁が、滞納額〇〇〇〇円について、令和元年〇月〇日を指定期限とする納付催告書を、審査請求人に発送した。
- 11 令和元年〇月〇日に、処分庁が、審査請求人の勤務先に対して、審査請求人の給与等の支給状況の調査を実施した。
- 12 令和元年〇月〇日に、審査請求人と処分庁との間で納税相談が行われ、〇月から〇月までの〇か月間は、毎月〇〇〇〇円ずつ納税し、その後に再度相談する計画で合意した。
- 13 令和元年8月20日に、処分庁が、審査請求人に係る給料等支払請求権の差押を執行した。
- 14 令和元年8月24日に、審査請求人が、本件処分の取消しを求めて、帯広市長に対して本件請求を行った。
- 15 令和元年〇月〇日に、審査請求人が、納税の猶予申請書を、帯広市長に対して提出した。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求書による審査請求人の主張

審査請求人は、おおむね次のとおり主張し、本件処分が不当であるとして、本件処分の取消しを求めている。

(1) 差押禁止財産について

国税庁による国税徴収法基本通達のうち、第76条関係12には、給料等に係る差押禁止額について規定されている。

本件処分は、この基本通達の規定に違反するため、違法である。

(2) 換価の猶予について

国税徴収法第151条には、滞納処分による財産の換価の猶予について規定され

ている。

審査請求人は、事前に処分庁と納税相談を行っており、本件処分については、換価を猶予されるべきである。

(3) 徴収の猶予について

国税庁は、納税の猶予等の取扱要領を制定し、各自治体に指導している。

本件処分は、納税を猶予されるべきである。

(4) 生活の実情の把握について

総務省は、各自治体に向けて、地方税務行政の運営に当たっての留意事項を通知している。

当該通知において、各地方団体においては、滞納者の個別・具体的な実情を把握した上で、適正な執行に努めることとされている。

本件処分は、審査請求人の生活の実情を把握せずに行われたものである。

2 弁明書による処分庁の主張

処分庁は、次のとおり主張し、本件処分は適正な差押処分であるとして、本件審査請求の棄却を求めている。

(1) 本件処分は、地方税法第331条第6項による、国税徴収法第47条第1項に従って、督促状を発した日から起算して10日を経過した後に執行したものである。

(2) 審査請求人は、平成30年〇月〇日に電話による納税相談を行い、同年〇月から〇月までの〇か月間は毎月〇〇〇〇円ずつを分割納付すること、同年〇月以降の納付計画については再度相談することを約束した。

(3) 上記同年〇月から〇月までの分割納付は、遅れはあったが、実行された。

(4) しかしながら、同年〇月以降の納付計画については、審査請求人からの再度の相談はなく、上記実行された分割納付以降の納付もなかった。

(5) 徴収猶予は、地方税法に基づくものであり、同法第15条第1項は、徴収猶予の要件として、同項各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その該当する事実に基づき、納税者が当該地方団体に係る地方団体の徴収金を一時に納付することができないと認められるときは、その納付することができないと認められる金額を限度として、その者の申請に基づき、1年以内の期間に限り、その徴収を猶予することができる」と規定している。

審査請求人から送付された「納税の猶予申請書」の要旨は、転職に伴い給与が減少し、滞納している市税へは令和元年〇月から令和2年〇月まで毎月〇〇〇〇円ずつの分割納付金額との提示がある。

しかしながら、審査請求人の支出のうち借入金の借入先の名称、返済期間等の

記載はなく、添付資料（通帳のコピー）からも借入返済の内訳は明らかではない。

従って、地方税法第15条第1項に規定されている徴収猶予の要件には該当しない。

- (6) 総務省自治税務局企画課ほか3課は、平成31年1月24日付けで、各都道府県税制担当課等に対し、事務連絡「平成31年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等について」（以下「総務省通知」という。）を发出している。この中で、留意事項の1つとして、「悪質な滞納者に対しては厳正に対処する必要がある一方で、地方税法では、滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるときは、その執行を停止することができることとされていることを踏まえ、各地方団体においては、滞納者の個別・具体的な実情を十分に把握した上で、適正な執行に努めていただきたいこと。また、納税相談等の地方税に関する各種相談については、相談機会の充実及び手法の多様化を推進していただきたいこと。」と示されている。

本件処分は、事前の電話相談や勤務先への給与調査により、実情を十分に把握した上で、国税徴収法第76条第1項各号に定められた差押禁止額を除いた額の給料等の支払請求権を差し押さえたものであり、適正な滞納処分である。

理 由

1 本件審査請求に係る審査請求の利益について

- (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第2条では、行政庁の処分に不服がある者は、審査請求をすることができる旨規定されており、ここでいう「行政庁の処分に不服がある者」とは、当該処分について不服申立てをする法律上の利益がある者、即ち、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいうと解される。

従って、行政庁の処分に対して不服申立てをすることができる者は、法律に特別の定めがない限り、当該処分の取消等によってこれを回復すべき法律上の利益をもつ者に限られるというべきである（最高裁判所昭和53年3月14日第三小法廷判決参照）。

- (2) 市民税等に係る滞納処分は、国税徴収法に規定する滞納処分の例によることとされるところ（地方税法第331条第6項）、国税徴収法は、債権差押処分には、債務者に対してその履行を禁じる効力と、滞納者に対し取立その他の処分を禁じる

効力とがある旨を定める（同法第62条第2項）。そして、徴収職員は、債権を差し押さえた後、差し押さえた債権の取立をすることができ、これにより金銭を取り立てたときは、その限度において、滞納者から差押に係る税金を徴収したものとみなす旨を定める（同法第67条第1項、第3項）。

上記の国税徴収法の各規定によれば、徴収職員が、債権差押処分をした後、差し押さえた債権の取立てを行い、第三債務者がこれに応じ、徴収職員に金銭を交付した場合は、債権差押処分は、処分としての目的を達し、その法的効果は消滅するに至るものと解される（東京高等裁判所平成31年3月27日判決参照）。

(3) 本件においては、処分庁は、令和2年2月18日に本件処分に係る取立てを完了していることから、本件処分は、既にその目的を達し、その法的効果が消滅しているものと認められる。

そうすると、審査請求人には本件処分の取消しによって回復すべき法律上の利益は認められず、その他に審査請求人が不服申立てをすることができるといえる法律の特別の定めもない。

従って、本件審査請求は、不適法であり、法第45条第1項により却下すべきである。

2 請求人の主張についての判断

本件についての結論は、上記1（本件審査請求に係る審査請求の利益について）のとおりであるが、審査請求人の主張に鑑み、念のため、以下のとおり判断する。

(1) 差押禁止財産について

国税徴収法第76条第1項には差押禁止財産が規定されているところ、本件処分においては、差押財産を「滞納者が支払いを受けるべき令和元年〇月支給分以降の毎月の給料等のうち、国税徴収法第76条第1項各号に掲げる金額を控除した金額の支払請求権」としている。

この点、関係資料によれば、同項各号に照らして計算をされており、違法な点は見当たらない。

(2) 換価の猶予について

地方税法第15条の5第1項において、換価の猶予の要件については「その財産の換価を直ちにすることによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあるとき」と規定されている。

本件処分における差押財産は、給料等の支払請求権であるが、これは、本件審理員意見書のとおり、生活扶助の基準となる額を控除した債権であり、地方税法第15条の5第1号に規定する換価の猶予の要件である「生活の維持を困難にする

おそれがある」には該当するものではなく、従って、処分庁が換価の猶予をすべき事由は認められない。

(3) 徴収の猶予について

地方税法第15条第1項において、徴収猶予の要件について規定され、納税者の申請に基づき納入することができないと認められるときは、徴収を猶予することができる」とされている。

本件処分においては、処分前には、審査請求人から納税の猶予に係る申請がなされていないことに加え、同項の要件に照らし、かつ、審査請求人の処分庁に対する送付資料によっても、処分庁が徴収の猶予をすべき理由は認められず、従って、違法な点は見当たらない。

(4) 生活の実情の把握について

総務省通知では、滞納者の実情の把握について「各地方団体においては、滞納者の個別・具体的な実情を十分に把握した上で、適正な執行に努めていただきたいこと。また、納税相談等の地方税に関する各種相談については、相談機会の充実及び手法の多様化を推進していただきたいこと。」と規定されている。

この点、本件処分においては、事前の電話による納税相談の対応や勤務先への給与等の支払状況の照会とその回答により、審査請求人の実情を十分に把握した上で処分を行ったものと解することができるのであり、特段違法な点は見当たらない。

3 審理員意見書と裁決書で主文が異なることとなった理由について

本件審査請求について、審理員意見書においては「本件処分に違法又は不当な点があるとは認められず、本件審査請求には理由がないため、…、棄却するのが相当である。」と結論づけている。しかしながら、上記のとおり、処分庁は、審理員の実質審理中である令和2年2月18日に本件処分に係る取立てを完了しており、本件処分は、既にその目的を達し、その法的効果が消滅しているものと認められ、審査請求人には本件処分の取消しによって回復すべき法律上の利益が認められないことから、本件審査請求は不適法であると認められる。行政不服審査法第45条第1項では、「処分についての審査請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不適法である場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を却下する。」とされている。これが、主文が審理員意見書と異なることとなった理由である。

結 論

以上のとおり、本件審査請求は不適法なものであるため、行政不服審査法第45条第1項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

令和2年10月13日

審査庁 帯広市長 米沢 則寿

教 示

1 この裁決については、この裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、帯広市を被告として（訴訟において帯広市を代表する者は、帯広市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、審査請求の対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、帯広市を被告として（訴訟において帯広市を代表する者は、帯広市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 上記期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。